

令和7年5月22日
長崎県水産部

くろまぐろの割当量の融通について

長崎県資源管理方針別紙1－1第5及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和7年3月28日策定）（以下、「県計画」という）第3の6の規定に基づき、五島漁業協同組合長会から海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	128.650トン	38.367トン	167.017トン

<融通後>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	128.808トン	38.209トン	167.017トン